

## 北東北広域政策推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 地方の自立に向けて広域行政を一層推進していく観点から、今後の北東北の望ましいあり方について検討するため、北東北広域政策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 広域連携の強化方策に関する事。
- (2) 「北東北のグランドデザイン」に関する事。
- (3) 新たな広域自治制度及び地方分権の推進に関する事。
- (4) 広域連携及び今後の北東北のあり方に関する県民への情報提供、県民意識の醸成及び全国への情報発信に関する事。
- (5) その他必要と認められる事。

### (組織)

第3条 推進会議は、秋田県、青森県及び岩手県の企画担当課長等をもって構成する。

2 推進会議に、必要に応じ、アドバイザー及びワーキンググループを置くことができる。

### (座長)

第4条 推進会議に座長を置き、座長は委員の互選とする。

2 座長は、推進会議を主宰し、代表するとともに、会議を招集する。

### (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、座長の属する県において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるものの他、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

1 この要綱は、平成15年10月9日から施行する。

### 附則

1 この要綱は、平成19年1月26日から施行する。